

相談室 Q & A

安衛法関係



労働者死傷病報告書を提出する際の留意点

労働者死傷病報告書の提出に関し以下の点について、ご教示ください。

- ①労働安全衛生規則97条によると、報告書の提出は労働災害発生後“遅滞なく”との記載がありますが、例えば労働災害発生後数カ月が経過した場合は罰せられるでしょうか
- ②提出済みの報告書に誤りがあった場合、どのような対応が必要となるでしょうか
- ③電子申請は可能でしょうか

(北海道 M社)



①～③の回答は下記のとおり。

- ①遅延した理由によっては、罰せられる可能性はある
- ②原則として再提出となる
- ③電子申請は可能

回答者 山本陽二 やまもと ようじ 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人パーソネル・パートナーズ 代表社員)

1. 労働者死傷病報告書の提出について

ご質問にある認識のとおり、「事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書（筆者注：労働者死傷病報告）を所轄労働基準監督署長に提出」しなければなりません（労働安全衛生規則97条1項）。一方、3日以下の休業の際は、労働者死傷病報告（様式第24号）を提出することになります。こちらは1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに報告しなければなりません（同条2項）。

したがって、当該報告書を“遅滞なく”提出する必要があるのは、死亡または休業4日以上の場合となります【図表】。

当該報告を義務づけているのは、労働基準行政が災害発生状況を正確に把握し、原因分析や再発防止等につなげる重要な情報を収集するためであ

り、また被災者本人や下請業者に災害補償において不利益が生じないようにする、いわば「労災かくし」抑止のためでもあります。

ちなみに「労災かくし」とは、事業者が労災事故の発生を隠すためにする以下の行為をいい、労働安全衛生法100条および労働安全衛生規則97条違反となります。

- ①死傷病報告を故意にしないもの
- ②死傷病報告に虚偽の内容を記載し、提出するもの

現状、当該報告書の提出が遅くなったり、提出されていなかったりするケースが多くあります。主な理由として、「行政上の措置や処分が下されることを恐れるため」「大したけがではないから」「別に補償している」「元請けに言えない」「労災保険を使いたくない」などが多いようです。

また、労災保険の請求はするものの、「病院に労災保険の書類を提出したから労働基準監督署への報告は不要」といった誤った認識によるケースもありますので、注意が必要です。労働者死傷病報告書は、労災保険の使用の有無にかかわらず提出

図表 労働者死傷病報告書の提出期限

被災者状況	提出期限		提出様式
	死亡	遅滞なく	
休業4日以上			
休業3日以下	1～3月の災害	4月末日まで	様式第24号
	4～6月の災害	7月末日まで	
	7～9月の災害	10月末日まで	
	10～12月の災害	翌年の1月末日まで	

業務災害発生

する必要があります。

さらに、派遣労働者が被災した場合には、派遣先は派遣先の所轄労働基準監督署に当該報告書を提出するとともに、その写しを派遣元にも送付する義務があります（労働者派遣法施行規則42条）。派遣元はこれを受けて派遣元として所轄労働基準監督署に当該報告書を提出しなければなりません。派遣先・派遣元双方に提出義務があります。

2. “遅滞なく”とは

提出における“遅滞なく”とは、労働災害の状況にもよりますが、一般的に労働災害発生後2週間以内であり、諸事情により遅れる場合でも1カ月以内に提出するべきでしょう。ご質問には「労働災害発生後数カ月が経過した場合」とありますが、少なくとも、その期間を要した正当な理由もしくは合理的な理由（例えば、被災者と面談ができない等）が必要です。提出が遅れることについては、所轄労働基準監督署に一報をするのがよいでしょう。また別途、遅延理由書の提出が求められる場合がありますので、併せて確認をください。

仮に「労災かくし」の疑いが認められますと、送検され、最終的に50万円以下の罰金（労働安全衛生法120条）が科せられます。また、建設事業無災害表彰を受けた事業場にあつては、無災害表彰状の返還を求められたり、メリット制の適用を受けている事業場にあつては、還付金の回収を行うなどの措置が取られたりする場合があります（平 3.12.5 基発687）。さらにこれらの事実は、厚生労働省のホームページに労働基準関係法令違反として公表されます。

3. 提出済みの報告書に誤りがあった場合の対応

念のため、提出先である所轄労働基準監督署に対し、誤りに関する対応について確認をください。基本的に訂正はできませんので、改めて記入の上、提出済みのものと差し替えることになります。

参考までに厚生労働省のホームページに「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」があります。画面に従って入力すると、必要項目の抜け漏れ等がなく作成できるようになっています。なお、当該サービスは、申請や届け出をオンライン化するものではありませんので、作成した帳票は、印刷の上、所轄労働基準監督署の窓口へ提出（郵送可）することとなります。利用に際しては、事前申請や登録は不要で、以下の三つの機能がありますので、活用するとよいでしょう。

- ①誤入力・未入力に対するエラーメッセージの表示
- ②書類の添付漏れに対する注意喚起
- ③過去の保存データを用いた入力の簡素化

4. 電子申請について

「^{イー・ガブ}e-Gov電子申請」のホームページから電子申請が利用できます。こちらは申請や届け出をオンライン化するものです。令和3（2021）年4月から電子署名・電子証明書が不要になりました。

①e-Govからアカウントを登録、②フォーマットに必要な事項を入力——という手順により届け出・申請が可能となっています。

今後は、窓口申請より便利で、業務を効率化できる電子申請の利用をお勧めします。ぜひ活用されるとよいでしょう。